

居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人 泰一会（以下「事業者」という。）が開設する医療法人 泰一会 居宅介護支援事業所 みかじま（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護施設等との密接な連携に努める。

5 事業の実施に当たっては、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制を整備するとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 医療法人 泰一会 居宅介護支援事業所 みかじま

（2）所在地 埼玉県所沢市三ヶ島5丁目1636番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。また、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（2）介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- （3）連絡体制 原則営業時間のみ受付。ただし、緊急対応については、電話等により、24時間連絡が可能な体制をとる。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- （1）利用者の相談を受ける場合 第3条に規定する事業所内 ※必要に応じて居宅訪問を実施
- （2）使用する課題分析票の種類 MDS方式
- （3）サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内 ※必要に応じて居宅
- （4）介護支援専門員は居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
- （5）モニタリングの結果記録 月1回以上

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、所沢市、狭山市、入間市とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第8条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他に物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずるとともに、管理者

に報告をしなければならない。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止を検討する委員会の定期的な開催および従業員への周知
- (2) 虐待防止するための従業員に対する研修の実施
- (3) 虐待防止するための指針の整備
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

(衛生管理・感染症対策に関する事項)

第11条 事業者は、利用者、従業員の衛生管理・感染症対策のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 衛生管理・感染症対策を検討する委員会の定期的な開催および従業員への周知
- (2) 衛生管理・感染症対策するための従業員に対する研修の実施
- (3) 衛生管理・感染症対策するための指針の整備
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) その他虐待防止および身体拘束適正化のために必要な措置

2 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 泰一会 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束等の適正化)

- 第14条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- 2 身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(事業継続計画)

- 第15条 事業所は、業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修および訓練を実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年3月1日から施行する。

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

この規程は、令和 8年1月1日から施行する。